

船橋市妊婦のための支援給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく妊婦のための支援給付に関し、法、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(妊婦給付の認定)

第2条 妊婦のための支援給付を受けようとするものは、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定（以下「妊婦給付認定」という。）を受けなければならない。

2 前項の申請は、申請日において本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であって、府令第1条の4の2第1項の規定に加え、その他市長が必要と認める事項が記載された妊婦給付認定兼給付金（1回目）申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(給付対象者)

第3条 妊婦のための支援給付は、妊婦支援給付金の支給とし、前条の規定による妊婦給付認定を受けている者（以下「妊婦給付認定者」という。）に対して行う。

(給付金の額)

第4条 法第10条の12第2項の規定により妊婦支援給付金の支給額は、妊婦給付認定者の胎児の数に一を加えた数に5万円を乗じて得た額とする。

2 妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として他の市町村から妊婦支援給付金の支給を受けた場合には、当該妊婦給付認定者が本市から支払を受けることができる妊婦支援給付金の額は、前項に規定する額から当該他の市町村から支払を受けた額を控除した額とする。

3 施行日前に当該認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として令和6年度の予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。）から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものの支給を受けた場合における法第10条の12第2項及び第3項並びに第10条の14第1項の規定の適用については、法第10条の12第3項中「他の市町村から妊婦支援給付金」とあるのは「市町村から令和6年度の予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるもの」と、「当該他の市町村から支払を受けた額」とあるのは「5万円」とする。

(妊婦支援給付金の申請)

第5条 妊婦支援給付金の支給を受けようとする者は、市長へ妊婦給付認定兼給付金(1回目)申請書(第1号様式)または、胎児の数の届出兼給付金(2回目)申請書(第2号様式)を提出し支給の申請を行う。

(妊婦支援給付金の通知等)

第6条 市長は、第2条及び第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定及び支給に関する決定をしたときは、それぞれ妊婦給付認定通知書(第3号様式)及び支払通知書(第4号様式)を通知する。なお、第5条の規定による申請を行い却下となった妊婦に対し、却下通知書(第5号様式)を通知する。

(支払)

第7条 市長は、妊婦支援給付金のうち、5万円は妊婦給付認定兼給付金(1回目)申請後に支給し、法第10条の12第2項の規定により算出した額から5万円を控除した額は、胎児の数の届出兼給付金(2回目)申請があった日以降に支払うものとする。

2 前項の支払いは、府令第1条の4の4の規定により、妊婦給付認定者が指定する銀行その他の金融機関に関する当該者の預金又は貯金への振込みとする。ただし、妊婦給付認定者が金融機関に口座を開設できない等の理由の申出により振込による支給が困難であると市長が認める場合に限り、妊婦給付認定者へ本市が当該窓口で現金を支給する方式を行えることとする。なお、現金による支給を受けた者は、領収書(第6号様式)を提出しなければならない。

(妊婦給付認定の取消し)

第8条 妊婦給付認定者が本市以外に住所を有するに至ったと認めるときは、本市の妊婦給付認定は自動的に取り消される。

(不正利得の徴収)

第9条 市長は、法第10条の4第1項及び第2項の規定により、偽りその他不正な手段により妊婦支援給付金を受けた者があるときは、その妊婦支援給付金の額に相当する金額の全部または一部を徴収することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

妊婦給付認定兼給付金（1回目）申請書

船橋市長

市区町村
受付印

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

個人番号																		申請日	年	月	日
ふりがな																					
氏名																				印	
電話番号											生年月日				年	月	日				
住所	船橋市																				
居住地	(住所と異なる場合のみ記載) 〒																				
妊娠届出日											年	月	日								
妊娠届出日 時点の住所地	(住所と異なる場合のみ記載)																				
年齢						職業						妊娠月数									

捨印

2. 妊娠に関して胎児心拍の確認を受けた医療機関の情報

医療機関の名称			
住所			
電話番号			
診断した医師の氏名			

記入した医療機関にて胎児の心拍が確認できました。

※医療機関にて胎児心拍が確認できていない場合は、認定・支給の対象となりません

裏面あり

胎児の数の届出兼給付金（2回目）申請書

船橋市長

市区町村
受付印

1. 申請者の情報

				申請日	年	月	日	
ふりがな								
氏名							印	
電話番号			生年月日			年	月	日
住所	船橋市							

2. 胎児の数： _____人

捨印

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医療機関の名称			
住所			
電話番号			

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

希望します。

※妊婦支援給付金の支給状況等について、他の市町村に確認することがあります。

※他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けている場合は支給対象外です。

希望しません。

5. 振込先口座（申請者名義の口座） ※記入した口座情報が分かる通帳の写し等を添付してください。

金融機関コード						支店コード			
金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合								支店
口座種別	1. 普通	2. 当座	口座番号(右詰め)						
口座名義 (カナ)									

市記入欄	交付日	担当名	妊婦健管コード

第3号様式

〒

船橋市

様

第 号
年 月 日

船橋市長

妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請について、
認定しましたので通知します。

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に船橋市外に転出した場合は、転出日をもって本市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合は、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

第4号様式

〒

船橋市

様

第 年 月 日 号

船橋市長

妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（1回目・2回目）については、次のとおり支払いますので通知します。

1. 支払予定日	年 月 日
2. 支払金額	円

- 1 口座名義相違等があった場合は、支払予定日に支払いできないことがあります。
- 2 妊婦給付金1回目支給通知後に転出した場合は、支払は行われますが当市での妊婦給付認定は自動的に取り消されます。
妊婦給付金2回目を受けるためには、転出先であらためて妊婦給付認定の申請を行ってください。

第5号様式

〒

船橋市

様

第 号
年 月 日

船橋市長

却下通知書

年 月 日付けで申請のあった【妊婦給付認定兼給付金（1回目）、胎児の数の届出兼給付金（2回目）】の申請について、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

却下理由

領 収 書

船橋市資金前渡職員 様

金 _____ 円

妊婦支援給付金 回目として、上記の金額を現金にて領収しました。

年 月 日

住所 _____

ふりがな
氏名 _____ 印

(署名・押印をしてください)